

都道府県営かんがい排水事業と併せ行う都道府県営 農地防災排水事業の取扱について

昭和61年4月4日付61構改D第520号
最終改正 平成13年4月12日付13農振 第2078号

北陸農政局長 殿

構造改善局長

(目的)

- 第1 都道府県営農地防災排水事業(以下「本事業」という。)は、低平な地域における農用地及び農業用施設の雨水等による災害の発生を未然に防止し、農業生産の維持及び農業経営の安定に資することを目的とする。
- 2 本事業の実施については、土地改良法(昭和24年法律第195号)、土地改良法施行令(昭24年制令第295号)、土地改良法施行規則(昭24年農林省令第75号)その他の法令のほか、この通知の定めるところによる。

(事業内容)

- 第2 本事業は、地形条件等から農用地及び農業用施設に災害が発生するおそれの大きい低平な地域において、農用地及び農業用施設の被害を極力防止するため、地区外へ円滑に排水するために必要な排水機、排水樋門、排水路等の排水施設の新設又は改修を行う事業とする。

(採択基準)

- 第3 本事業は次のすべての要件に適合するものとする。
- (1) 都道府県営かんがい排水事業と併せ行うものであること。
 - (2) おおむね100ヘクタール以上の農用地のみを受益地とするものであること。
ただし、本事業は不可避免的に受益する土地を含んで実施することができるものとする。
 - (3) 受益地が、地形条件等からみて、農用地及び農業用施設の雨水等による災害の発生を未然に防止するため、都道府県営かんがい排水事業の排水基準を上回って排水施設を整備する必要がある地域であること。
 - (4) 末端支配面積は併せ行う都道府県営かんがい排水事業と同一であること。

第4 その他

- 1 国連補助額を除いた残額の負担については、受益農業者の負担軽減に努めるよう指導するものとする。
- 2 本事業と都道府県営かんがい排水事業の費用の振分は排水量の割合によるものとする。